

区・自治会に加入
しましょう！

みんなが住みよい まちづくりをめざして



～平成28年度湖南市区長会活動紹介～

区長会は、市内43行政区の代表である区長の集まりです。毎月、定例会や三役会などを開催して意見や情報の交換を行い、地域の皆さんが住みよいまちになるように日々活動しています。今後も地域の様々な取り組みに協力をお願いします。

まちづくり研修会

10月の区長会終了後に、市危機管理・防災課による「平成28年熊本地震の現場を見て～熊本県益城町の現状～」と題した研修会を行いました。派遣職員から災害派遣を通じて得た経験をもとに、日頃からの防災対策の重要性について説明を受けました。ここで得た知識を各区へ持ち帰り、安心安全なまちづくりにつなげていきます。

問 区長会事務局(地域創生推進課)〔東庁舎〕

☎71・2315 ☎72・2000

県外研修

7月に静岡県掛川市を訪問しました。掛川市役所を訪れ、防災対策に取り組むまちづくりについて学びました。

▼参加者の声

- ・常に防災意識を高めながら市民一人ひとりが日頃活動していることが理解できた。
- ・湖南省ではまだまだ大規模災害が自分達の身に起こるとは考えていないのが実情で、災害の備えをいかに真摯に考えるかが重要だと感じた。



国民年金からのお知らせ

問 草津年金事務所国民年金課

☎077・567・2220

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人が加入する制度です。

次のいずれかに当てはまるときは、年金事務所か市役所で手続きが必要です。届け出を忘れて、保険料を納めていないと将来に受給する年金額が少なくなったり、年金が受給できなくなったりすることがあります。

○こんなときには手続きを！
○20歳になったとき(誕生日の前日)

すでに就職して厚生年金に加入している人を除きます。

○会社などを退職したとき
扶養する配偶者(第3号被保険者)がいる場合は、配偶者も第1号被保険者への種別変更をしてください。

○第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなったとき
収入が増えたときや離婚したときなどは、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更をしてください。

国民年金

被保険者の種別

〔第1号被保険者〕

自営業者・学生など日本国内に住む20歳以上60歳未満の人

〔第2号被保険者〕

厚生年金保険に加入している原則65歳未満の人

〔第3号被保険者〕

第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人